

介護保険法第143条により準用される地方税法第20条の2に基づき、下記のとおり公示送達します。

なお、送達すべき書類は杉並区保健福祉部介護保険課に保管しているため、送達を受けるべき者からの請求があれば、いつでも交付します。

令和8年 6月24日

杉並区長 岸本 聡子

1 送達すべき書類

地方税法第331条に基づく書類

(介護保険法第144条で規定する地方自治法第231条の3

第3項により準用)

2 送達を受けるべき者

氏名 1. 山本 衛 2. 細井 秀幸

以上